

岩手県が県境部に設置している鋼矢板の地上露出部分の切断について

1 経緯

- ・ 県境不法投棄現場は、県境（南北方向）をはさんで岩手県側（東側）が高くなっている（岩手県側に分水嶺がある）ため、岩手県側で生じる表流水と地下水が本県現場内に流入する地形となっている。
- ・ このため、岩手県では同県の実施計画において、「特定産業廃棄物等の除去完了後、表流水及び地下水がともに東側に流下するよう、県境（南北方向）を概ねの頂点として東側に次第に低くなるよう地形整形や地盤改良など必要な措置を講ずる。」とし、現在は県境に鋼矢板を設置するなどにより、本県への表流水・地下水の流入を防止している。
- ・ 岩手県が今年6月に開催した第82回協議会において、事業終了を見据えた現場工作物の解体撤去等及び地形整形についての案件が審議され、撤去による地盤の不安定化や岩手側から本県側への地下水流入による影響等を考慮し、「鋼矢板は残置する工作物とし、地下埋設部は残置するが、地上露出部は景観に配慮して原則切断する」という案が了承された。
- ・ これを受け、岩手県から本県に対して鋼矢板切断のイメージが示され、意見を求められている。

2 岩手県の鋼矢板切断案の内容（資料4-2参照）

- 本県の地面（管理道路）の高さに合わせ、鋼矢板の地上露出部分を切断する。
- 鋼矢板切断後は、岩手県側に緩やかな斜面（法面）を整形し、法面の表面には植生工を施す。
- 表流水が岩手県側に流下するよう、法面の上部に側溝を整備し、岩手県の南調整池に導水する。なお、側溝は耐久性を考慮したU字側溝及び蓋板の設置を検討する。

3 今後の岩手県の対応スケジュール

鋼矢板切断案に対する本県協議会の意見を踏まえ、年度内に切断の準備作業を行い、来年度前半に切断工事を行う。

4 本県の対応案

景観に配慮し、両県現場が一体的に見える鋼矢板の地上露出部の切断案を了承することとしたい。